

要

望

はじめに、平成16年12月17日、福島県立大野病院において腹式帝王切開手術を受けた方がお亡くなりになられたことは誠に遺憾であり、ご遺族に対し青森県医師会は深い哀悼の意を表します。

さて、本件については手術を担当した医師が平成18年3月10日業務上過失致死および医師法違反で起訴されたことは地域住民の健康を守る使命を有する地域医師会として重大な問題としてとらえております。

日本産科婦人科学会及び日本産科婦人科医会では癒着胎盤という術前診断が極めて難しく、治療の難度が最も高い事例であり、高次医療施設においても対応が非常に困難であるとの声明を出しているように、業務上過失致死として刑事罰を問うことには大きな疑問があります。

また医師法第21条の運用の明確化がなされていない混乱した医療の現場において、本件に医師法違反を適用することも大きな問題であります。

地域医療提供体制の確保のために、医師法第21条の適切な運用についての検討と医療関連死の検証による原因解明および再発防止のための体制づくりが急務であり、さらに本件の背景にある医師不足、特に地方における産科医および小児科医の不足・偏在に対する抜本的な対策が講じられなければ、地域住民への安全かつ適切な医療提供は不可能となります。

青森県医師会は、適切な医療環境の基に医療を提供することにより、国民が日本国内どこにおいても安心して医療を受けられる体制が、医療関係者と国民の総意により確立することを強く要望いたします。

平成18年5月1日

青森県医師会